**入園募集説明会**

**《入園に必要な手続き》**

**【認定区分】**保育の必要性とお子さんの年齢に応じて区分されます。

お子さんの年齢は**入園したい年度の4月1日**時点で**満3歳以上ですか？**

**はい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いいえ**

「保育に必要な事由」に該当しますか？　　　　　　　　　「保育に必要な事由」に該当しますか？

**はい　　　　　　　　　　　　　　いいえ　　　　　　　　　はい　　　　　　　　　　　　　　いいえ**

 　　　　2号認定　　　　　　　　1号認定　　　　　　　　　　　　3号認定　　　　　　　市内一時預かり等

　　　　　　（保育認定）　　　　　　　　　　　　（教育認定）　　　　　　　　　　　　　　　　（保育認定）　　　　　　　　　　　　一時預かり

公立保育園・私立保育園　　　　　　　　　認定こども園　　　　　　　　　　　　　　公立保育園・私立保育園　　　　　　　　　ファミサポ

認定こども園　　　　　　　　　　　　※満3歳以上　　　　　　　　　　　　　　　　認定こども園　　　　　　　　　　　ちょっぴり託児

　　　　　　　　　　　　　　　　※定員超過の場合　　　　　　　　　　　　　※満3歳→2号認定へ変更　　　　　　　　各子育て支援センター等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　公立保育園

　　　　　　　　　　　　　　「特別利用保育」8：30～14：30

　**【保育の必要量に応じた区分】**保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

　**標準時間認定**利用時間**7：30～18：30　　　　　　　短時間認定**利用時間**8：30～16：30**

就労　**1か月120時間以上**就労　**1か月64時間以上120時間未満**

勤務時間（休憩時間含む）×週勤務日数×4週（1か月）　　　　　　勤務時間（休憩時間含む）×週勤務日数×4週（1か月）

〈例〉6時間勤務×週5日×4週＝**120時間**〈例〉4時間勤務×週4日×4週＝**64時間**

　　　　　5時間勤務×週6日×4週＝**120時間**3時間勤務×週6日×4週＝**72時間**

　　　　　4時間勤務×週6日×4週＝96時間→短時間認定　　　　　　　　 3時間勤務×週5日×4週＝60時間→1号認定(教育認定)

　　　　※18：30以降の預かりは延長料金が発生します。　　　　　　　注：16：30以降のお迎えは延長料金が発生します。

午後勤務の場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12：00～16：00の4時間勤務→〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12：30～16：30の4時間勤務→×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　13：00～17：00の4時間勤務→×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通勤時間がかかるため気を付けましょう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　勤務状況によっては標準認定にすることも可能な場合があります

ので、ご相談ください。

　　◎標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することができます。

　　◎保護者の事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は「教育・保育給付認定決定通知」でお知らせします。

　　【提出書類】

* 教育・保育給付認定（現況確認届）申請書兼入園申込書
* 保育園等入園基準指数表（2・3号児童のみ）
* 就労証明書（2・3号児童のみ/自営・農業も含む ※自営業の方は確定申告の写しまたは開業届の写しもあわせて提出してください）

※お子さんの父母についての証明書を添付してください。